

## 特67④延長

### (医薬品等の特許権の存続期間の延長)

#### <趣旨>

医薬品等の一定の分野においては、特許権を取得しても安全性確保等の観点から、許認可処分を受けるまで製造販売ができないものがある。

このように侵食された特許期間の回復を目的として、67条4項の延長制度が設けられている。

テーブルコード

--	--	--

【特67条4項】 **20年**

第1項に規定する存続期間（第2項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの。第67条の5第3項ただし書、68条の2及び第107条1項において同じ。）は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、5年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

特施令2条  
1号: 農薬取締法  
2号: 薬機法

【特67条の5】

第67条4項の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 特許番号
  - 三 延長を求める期間（5年以下の期間に限る。）
  - 四 第67条4項の政令で定める処分の内容
- 2 前項の願書には、経済産業省令で定めるところにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。 → **施規38条9#716**
- 3 67条第四項の延長登録の出願は、同項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。 → **ただし、同条1項【存続期間】に規定する存続期間の満了後は、することができない。**
- 4 67条の2第4項から6項までの規定は、67条4項の延長登録の出願について準用する。 この場合において、第67条の2第5項ただし書中「次条3項」とあるのは「67条の7第3項」と、同条6項中「第1項各号」とあるのは「67条の5第1項各号」と読み替えるものとする。

67-2④... 共同出願ギム  
67-2⑤... 出願主は延長権者  
67-2⑥... 出願主は、公報に掲載される。

特許法第67条の5

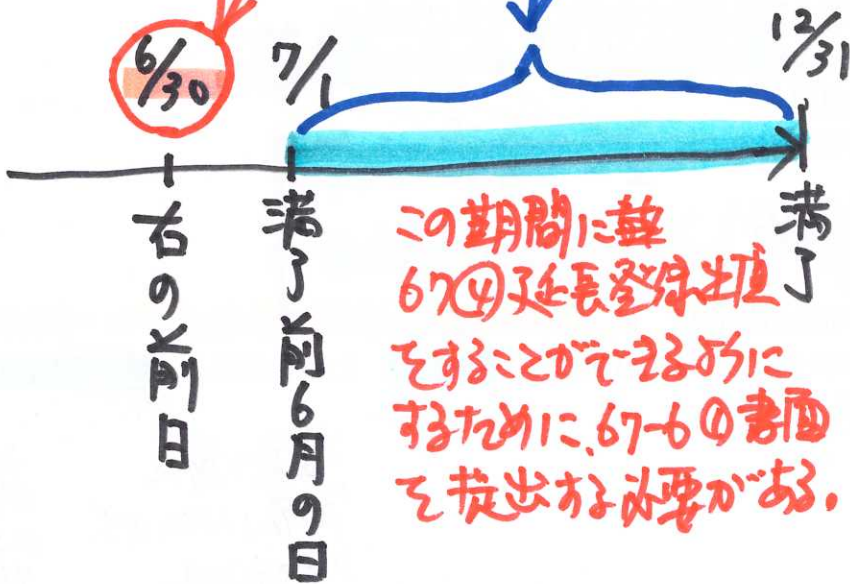
テープコード

--	--	--

【特67条の6】

第67条4項の延長登録の出願をしようとする者は、同条1項に規定する特許権の存続期間の満了前6月の前日までに同条第四項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 特許番号
  - 三 第67条4項の政令で定める処分
- 2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、67条1項に規定する存続期間の満了前6月以後に同条第四項の延長登録の出願をすることができない。
- 3 第1項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。
- 4 第1項の規定により同項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する日までにその書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、1月）以内で同項に規定する日の後2月以内にその書面を特許庁長官に提出することができる。



テープコード

--	--	--

【特67条の7】

審査官は、67条4項の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その特許発明の実施に67条4項の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められないとき。
- 二 その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が67条4項の政令で定める処分を受けていないとき。
- 三 その延長を求める期間がその特許発明の実施をすることができなかつた期間を超えているとき。
- 四 その出願をした者が当該特許権者でないとき。
- 五 その出願が67条の5第4項において準用する67条の2第4項に規定する要件を満たしていないとき。

不適処分

冒す

- 2 審査官は、67条4項の延長登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。
- 3 前項の査定があつたときは、延長登録をする。
- 4 前項の延長登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

- 一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許番号
- 三 67条4項の延長登録の出願の番号及び年月日
- 四 延長登録の年月日
- 五 延長の期間
- 六 67条4項の政令で定める処分の内容

【特67条の8】

第67条の4前段の規定は、67条4項の延長登録の出願の審査について準用する。

この場合において、67条の4前段中「第7号」とあるのは、「第6号及び第7号」と読み替えるものとする。

審査の前に「前号」は「前号」を除く。

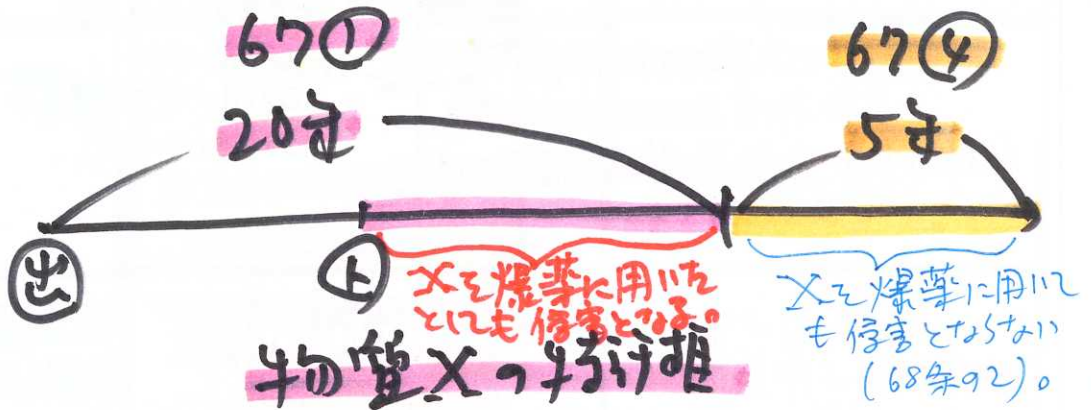
これは、67条の4項の特許権者の特許権の範囲を定めるものである。

テープコード

Table with 3 empty cells for tape code.

【特68条の2】(67条4項の規定により存続期間が延長された場合の特許権の効力)

第67条4項の規定により同条1項に規定する存続期間が延長された場合(67条の5第4項において準用する第67条の2第5項本文〔存続期間の延長登録〕の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。)の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となった67条4項の政令で定める処分の対象となった物(その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物)についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。

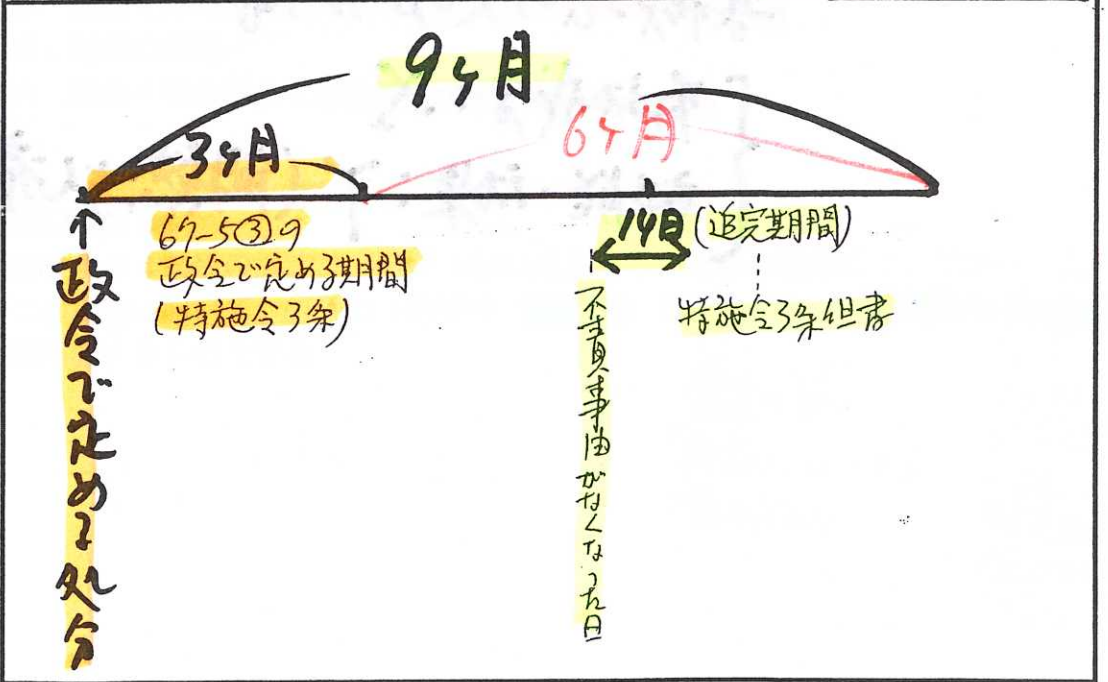
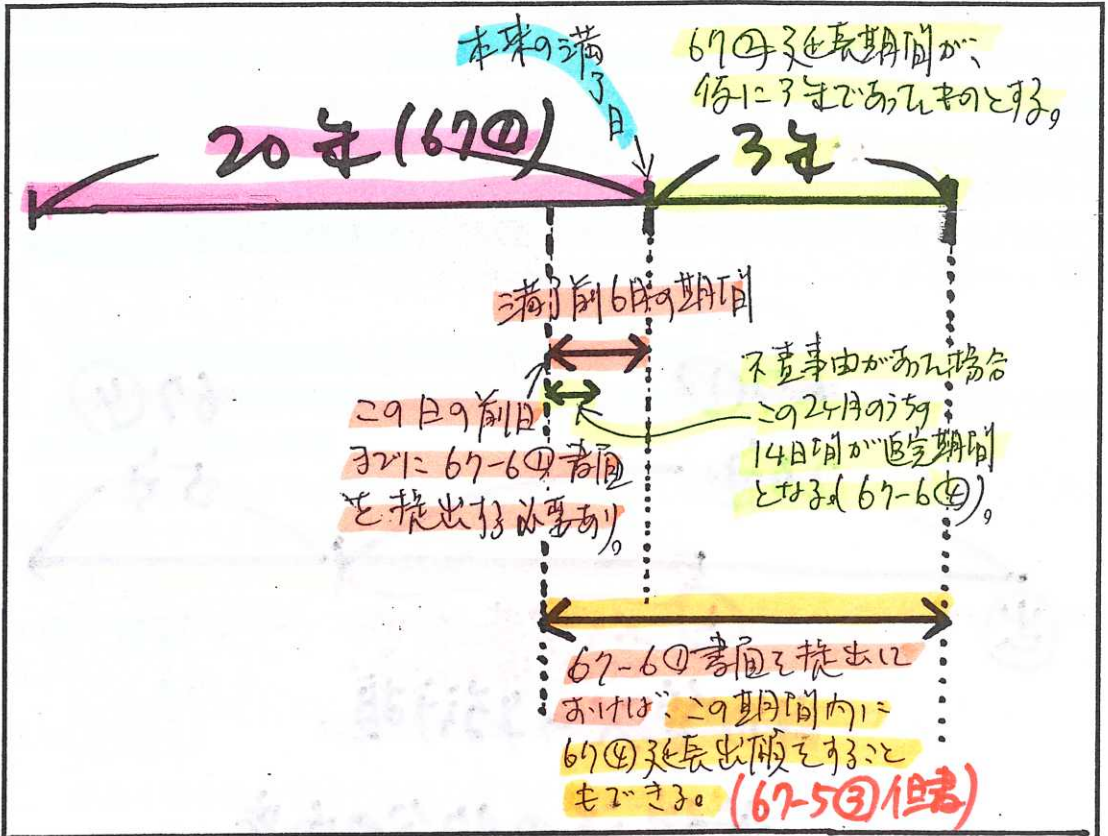


薬機法の処分内容

- 有効成分: X
- 効能・効果: Y (解熱: ちん痛)

テープコード

--	--	--



テープコード

--	--	--

	67④延長	67④延長
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許権者 (67-3④Ⅱ)</li> <li>・ 共有の場合も共同で (67-2④, 67-3④Ⅱ, 125-20Ⅱ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許権者 (67-7④Ⅱ)</li> <li>・ 共有の場合も共同で (67-5④, 67-7④Ⅱ, 125-30Ⅱ)</li> </ul>
理由	<p>期限④が <u>基準日</u> 以後に これとす。 ※</p> <p>※ 基準日は、<u>推定5年</u> <u>48-3A</u>から3年 <u>短いA</u></p>	<p>政令で定める処分 を学付た場合 (e.g. 特許法、東特許法) に於て処分</p>
延長される期間	<p><u>延長可能な期間を超過しない範囲</u> ↓ (67④)</p> <p>「基準日」の期限④の期間 から「67④各号」に掲げられた を合算した期間を控除した期 間。</p>	<p>処分を学付た処分は 特許法を実施したか で定められた期間 (5年を限度とする) (67④, 67-5④Ⅱの3書) 「67」として扱われる特許法(11)④Ⅱ は特許法の対象外の(180)</p>
延長される期間	<p>期限④から3年 (必ずあり) 但し、満了後不可 (67-2④)</p>	<p>政令で定める処分期間内 (34A) <u>必ずあり</u> 但し、満了後不可 (67-5④)</p> <p>なお、67-6④を履く満了前 6月の前A 及び提出した た場合は、満了前6月以後は 67④延長期間として扱う (67-6④)。</p>

テーブルコード

--	--	--

		67②延長 67-3①	67④延長 67-7①
拒絶理由	1号	沿道(田)が親類以外に土地を有する	不適処分
	2号	延長可能期間を超え	特・専・通でない
	3号	土地の持許権者でない	期間超え
	4号	共同ギム違反	旨
	5号	—	其
		125-2①	125-3①
無効理由	1号	沿道(田)が親類以外に土地を有する	不適処分
	2号	延長可能期間を超え	特・専・通でない
	3号	持許権者でない	期間超え
	4号	共同ギム違反	旨
	5号	—	其
無効の結果		原則、消及消滅。 但し、125-2①Dに於いては 超えたる期間のみ消滅 (125-2④)	原則、消及消滅。 但し、125-3①Dに於いては 超えたる期間のみ消滅 (125-3②)。

データベースコード

--	--	--



延無	125-2	125-3
1項	延長登録無効理由 (1号~4号)	左同 (1号~5号)
2項	利害関係人1に限り	125-2 ②③を準用する。
3項	123④⑤を準用する。 (消滅後経過)(登録権利者の通知)	無効審決確定の効果
4項	無効審決確定の効果	——
5項	<p><del>本来の存続期間</del> <sup>67④の</sup> <del>30年</del> <sup>20年</sup></p> <p>この期間内に21④延長登録出願が特許庁に提出され、当該出願は取下げられた。</p>	<p>XXXXXは、67②延長④が無効とされたことを意味する。</p> <p>——</p>
6項	<p>この期間内に21④延長登録出願が67-7③延長登録と11④と21④と21④、当該延長は21④の21④とみなす。</p>	——

テーブルコード

--	--	--